

「投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議」の一部改正

平成 22 年 1 月 14 日

(下線部分変更)

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議</p> | <p>投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議</p> |
| <p>この委員会決議は、投資信託等の評価及び計理等に関し自主規制委員会が委任を受けた事項について定める。</p> | <p>この委員会決議は、投資信託等の評価及び計理等に関し自主規制委員会が委任を受けた事項について定める。</p> |
| <p>第 1 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)第 2 条に規定する自主規制委員会が定める計算方法により算出された価額は、次に掲げる計算方法により算出された価額とする。</p> | <p>第 1 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)第 2 条に規定する自主規制委員会が定める計算方法により算出された価額は、次に掲げる計算方法により算出された価額とする。</p> |
| <p>1. 新株引受権がなくなったとき(以下「権利落」という。)の旧株式及び新株式</p> <p>(1) 旧株式</p> <p>イ 有償増資(併行増資を含む。以下同じ。) の場合</p> $\frac{\text{旧株式(権利付)最終値} + \text{新株式1株の払込金額}}{1 + \text{旧株式1に対する有償分の割当率} + \left(\frac{1}{\text{分割比率}} - 1 \right)} \times \left(\frac{\text{旧株式1に対する有償分}}{\text{の新株式割当率}} \right)$ | <p>1. 新株引受権がなくなったとき(以下「権利落」という。)の旧株式及び新株式</p> <p>(1) 旧株式</p> <p>イ 有償増資(<u>抱合せ増資及び併行増資を含む。</u>以下同じ。) の場合</p> $\frac{\text{旧株式(権利付)最終値} + \text{新株式1株の払込金額}}{1 + \text{旧株式1に対する有償分の割当数} + \left(\frac{1}{\text{分割比率}} - 1 \right)} \times \left(\frac{\text{旧株式1に対する有償分}}{\text{の新株式割当数}} \right)$ |
| <p>(注) 旧株式(権利付)最終値は、権利付最終日の取引所の最終相場とする。</p> <p>1株を1.2株に分割した場合の分割比率は $\frac{1}{1.2}$ とする(以下同じ)。</p> | <p>(注) 旧株式(権利付)最終値は、権利付最終日の取引所の最終相場とする。</p> <p>1株を1.2株に分割した場合の分割比率は $\frac{1}{1.2}$ とする(以下同じ)。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>□ 株式分割の場合 旧株式（権利付）最終値 × 分割比率</p> <p>八 株式無償割当（当該株式と同一種類の株式が割当てられる場合に限る。以下同じ。） 旧株式（権利付）最終値 1 + 新株式割当率</p> <p>(2) 新株式 旧株式（権利落）評価額</p> <p>2. 配当請求権がなくなったとき（以下「配当落」という。）の株式 配当付最終値 - 当期予想配当金 (注) 配当付最終値は、配当付最終日の取引所の最終相場とする。</p> <p>3. 権利落と配当落が同時の場合の株式 (1) 旧株式 イ 有償増資による権利落と配当落が同時の場合 $\frac{\text{旧株式（権利付、配当付）最終値} - \text{当期予想配当金} + \left(\text{新株式1株の払込金額} \times \text{旧株式1に対する有償分の新株式割当率} \right)}{1 + \text{旧株式1に対する有償分の割当率} + \left(\frac{1}{\text{分割比率}} - 1 \right)}$ </p> <p>□ 株式分割による権利落と配当落が同時の場合 〔旧株式（権利付、配当付）最終値 - 当期予想配当金〕 × 分割比率</p> <p>八 株式無償割当による権利落と配当落が同時の場合 旧株式（権利付）最終値 当期予想配当金 1 + 新株式割当率</p> <p>(2) 新株式 旧株式（権利落、配当落）評価額</p> | <p>□ 株式分割の場合 旧株式（権利付）最終値 × 分割比率 (新設)</p> <p>(2) 新株式 旧株式（権利落）評価額 - 旧株式と新株式の配当差額</p> <p>2. 配当請求権がなくなったとき（以下「配当落」という。）の株式 配当付最終値 - 当期予想配当金 (注) 配当付最終値は、配当付最終日の取引所の最終相場とする。</p> <p>3. 権利落と配当落が同時の場合の株式 (1) 旧株式 イ 有償増資による権利落と配当落が同時の場合 $\frac{\text{旧株式（権利付、配当付）最終値} - \text{当期予想配当金} + \left(\text{新株式1株の払込金額} \times \text{旧株式1に対する有償分の新株式割当数} \right)}{1 + \text{旧株式1に対する有償分の割当数} + \left(\frac{1}{\text{分割比率}} - 1 \right)}$ </p> <p>□ 株式分割による権利落と配当落が同時の場合 〔旧株式（権利付、配当付）最終値 - 当期予想配当金〕 × 分割比率 (新設)</p> <p>(2) 新株式 旧株式（権利落、配当落）評価額 - 旧株式と新株式の配当差額</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| (削除) | |
| <p>4. 子会社株式引受権の権利落の株式</p> $\text{親会社株式 (権利付) 最終値} - \left(\begin{array}{l} \text{子会社} \\ \text{株式} \\ \text{時価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{子会社} \\ \text{株式1株} \\ \text{の払込金} \end{array} \right) \times \text{親会社株式1に対する子会社株式の割当数}$ <p>(注) 親会社株式 (権利付) 最終値及び子会社株式時価は、権利付最終日の親会社株式及び子会社株式に係る取引所の最終相場とする。</p> <p>5. 株式併合後の売買開始日の株式</p> <p>(1) 株式併合後の売買開始日が配当落と同時の場合</p> <p><u>(株式併合前最終値 - 当期予想配当金) ÷ 併合比率</u></p> <p><u>(注) 株式併合前最終値は、株式併合後の株券の売買開始の前営業日の取引所の最終相場をいう(以下同じ)。</u></p> <p><u>2株を1株に併合した場合の併合比率は $\frac{1}{2}$ とする(以下同じ)。</u></p> <p>(2) 株式併合後の売買開始日が配当落と異なる場合</p> <p><u>株式併合前最終値 ÷ 併合比率</u></p> <p>6. 会社合併の新株式(新設合併の場合)</p> $\left\{ \begin{array}{l} \text{旧株} \\ \text{式最} \\ \text{終値} \end{array} \pm \begin{array}{l} \text{当該旧株式} \\ \text{1株に対する} \\ \text{合併調整金} \end{array} \right\} \times \begin{array}{l} \text{合併新株式} \\ \text{1株に対する} \\ \text{旧株式の比率} \end{array} + \left\{ \begin{array}{l} \text{旧株} \\ \text{式最} \\ \text{終値} \end{array} \pm \begin{array}{l} \text{当該旧株式} \\ \text{1株に対する} \\ \text{合併調整金} \end{array} \right\} \times \begin{array}{l} \text{合併新株式} \\ \text{1株に対する} \\ \text{旧株式の比率} \end{array}$ <p style="text-align: center;">被合併会社の数</p> <p>(注) 1. { }内の計算は被合併会社ごとに行うこと。 2. 合併調整金は、交付金の場合は減算し払込金の場合は加算すること。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> | <p>4. 資本減少の株式</p> <p><u>資本減少前最終値</u></p> <p><u>1 - 減資率</u></p> <p><u>(注) 資本減少前最終値は、資本減少前最終日の取引所の最終相場とする。</u></p> <p>5. 子会社株式引受権の権利落の株式</p> $\text{親会社株式 (権利付) 最終値} - \left(\begin{array}{l} \text{子会社} \\ \text{株式} \\ \text{時価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{子会社} \\ \text{株式1株} \\ \text{の払込金} \end{array} \right) \times \text{親会社株式1に対する子会社株式の割当数}$ <p>(注) 親会社株式 (権利付) 最終値及び子会社株式時価は、権利付最終日の親会社株式及び子会社株式に係る取引所の最終相場とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>6. 会社合併の新株式</p> <p>(1) 新設合併の場合</p> $\left\{ \begin{array}{l} \text{旧株} \\ \text{式最} \\ \text{終値} \end{array} \pm \begin{array}{l} \text{当該旧株式} \\ \text{1株に対する} \\ \text{合併調整金} \end{array} \right\} \times \begin{array}{l} \text{合併新株式} \\ \text{1株に対する} \\ \text{旧株式の比率} \end{array} + \left\{ \begin{array}{l} \text{旧株} \\ \text{式最} \\ \text{終値} \end{array} \pm \begin{array}{l} \text{当該旧株式} \\ \text{1株に対する} \\ \text{合併調整金} \end{array} \right\} \times \begin{array}{l} \text{合併新株式} \\ \text{1株に対する} \\ \text{旧株式の比率} \end{array}$ <p style="text-align: center;">被合併会社の数</p> <p>(注) 1. { }内の計算は被合併会社ごとに行うこと。 2. 合併調整金は、交付金の場合は減算し払込金の場合は加算すること。</p> <p>(2) 吸収合併の場合</p> <p><u>存続会社株式最終値 - 存続会社株式と被合併会社株式の配当差額</u></p> <p><u>(注) 存続会社株式最終値は、当該株式の合併前最終日の取引所の最終相場とする。</u></p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(以下略)</p> <p>附則 この改正は、平成 22 年 1 月 21 日から実施する。</p> | <p><u>また、同一発行会社の旧株式及び新株式がともに権利落相場等となったときにおいて、旧株式及び新株式の双方又はいずれか一方に最終相場がある場合に生まれた新株式の権利内容が旧株式と同一であるときの新株式の評価に使用する価額の算出には、権利落相場等となった旧株式、第1新株式の順序でその基準とすべき銘柄を採用するものとする。</u></p> <p><u>7. 公募増資等で配当差額が発生する場合の株式</u></p> <p><u>公募増資等により取得した国内の株式について、既発行の株式と配当起算日が異なる場合には、旧株式の評価額から旧株式と新株式の配当差額を控除した価額で評価するものとする。なお、旧株式が権利落相場となった以降の新株式の評価は旧株式の価額とする。</u></p> <p><u>外国の新株式においては、上記国内株式の評価を準用するものとする。この場合において、計算時に知り得る配当差額をもとに計算するものとする。</u></p> <p>(同 左)</p> |